

視察報告

平成30年8月9日から10日にかけて、行政視察を行いました。

議会アドバイザー訪問相談について(法政大学)

◎主な相談内容

- ①議員定数と報酬・市民参加の手法
- ②政治倫理規程の制定
- ③議会及び議員の評価など

◎廣瀬教授の指摘事項

①議会に期待されているものは、審査とその結果としての決定。多様性の縮図としての議会の構成であり、多様な視点での意見が議場

議会運営委員会

という公の場で表明されること。そのプロセスを「見える化」して見せるのが議会である。論点を明らかにして最終決定に至る。議会にそのための権能を發揮させるためには多様性を担保するための人数は必要。本市では、広大な面積の地域間の意思疎通のためにも一定の議員数は必要。

にそれぞれの活動目標を立て、1年経過した時点で、年間の活動が目標に對しどうだったかを文書で自己評価する。(様式の統一はせず任意の書式で)

◎考察

①議論の物差しとなる考えを市民と共有し、そのうえで冷静な議論の組み立てを重層的に企画し、丁寧な市民への説明、市民との議論が必要で、議員は市民の負担ではなく財産であることが感じられる議会運営が求められる。性急に結論を出すことなく、議会において検討を重ねた経緯と経過を市議会の考えとして示すことが必要。



廣瀬先生と 法政大学にて

紙面の都合上、埼玉県所沢市議会の視察報告は、市ホームページをご覧ください。

議会のことばって難しい!!

説明します!

用語解説

この用語解説は、高山市議会でも用いられている議会運営の用語、また、今回のぎかいだよりの中で掲載されている行政用語の一部を、皆さまに分かりやすく解説するものです。

調定

地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合に、市町村長がその内容を調査して、金額等を決定する行為。

費用弁償

職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭。

意見書

地方公共団体の公益に関する事件(広く社会一般の利益いわれる公の利益に広く係わる事柄)に関し、議会が地方公共団体の機関と

しての議会の意思を意見としてまとめた文書。

特別徴収義務者

所得税法により、源泉徴収義務を負う者。

収入未済額

当該年度の歳入として調定した収入のうち、出納整理期間(会計年度終了後の4月1日から5月31日までの期間)までに納入されなかった額をいいます。この収入未済額は、翌年度も引き続き徴収に努めることとなります。

次ページに続く